

令和3年2月2日

特定商取引法違反の2事業者に対する取引等停止命令 (9か月)・業務停止命令(6か月又は3か月)及び指示 並びに各事業者の代表取締役2名に対する業務禁止命令 (9か月、6か月又は3か月)について

【訪問販売業者2事業者(1事業者は連鎖販売業者にも該当)】

- 消費者庁は、バイナリーオプション取引(※)に係るUSBメモリ「M a t c h - e及びk e y l o c k」及びFX(外国為替証拠金取引)に係るUSBメモリ「C o r e s y s t e m」の訪問販売業者である株式会社S i g n(東京都新宿区)(以下「S i g n」といいます。)に対し、令和3年2月1日、特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号。以下「特定商取引法」といいます。)第39条第1項の規定に基づき連鎖販売取引に関する取引の一部等(勧誘(勧誘者に行わせることも含みます。申込受付も同じ。)、申込受付及び契約締結)を、令和3年2月2日から令和3年11月1日までの9か月間、同法第8条第1項の規定に基づき訪問販売に関する業務の一部(勧誘、申込受付及び契約締結)を、令和3年2月2日から令和3年8月1日までの6か月間、停止するよう命じました(以下「S i g nに対する本件取引等停止命令」及び「S i g nに対する本件業務停止命令」といいます。)
- また、消費者庁は、バイナリーオプション取引(※)に係るUSBメモリ「E l e m e n t a l 2. 0及びS e c u l o c k」の訪問販売業者である株式会社D E A N(東京都新宿区)(以下「D E A N」といいます。)に対し、令和3年2月1日、特定商取引法第8条第1項の規定に基づき、令和3年2月2日から令和3年5月1日までの3か月間、訪問販売に関する業務の一部(勧誘、申込受付及び契約締結)を停止するよう命じました(以下「D E A Nに対する本件業務停止命令」といいます。)
- あわせて、消費者庁は、S i g nに対しては特定商取引法第38条第1項及び第7条第1項の規定に基づき、D E A Nに対しては同項の規定に基づき、再発防止策を講ずるとともに、コンプライアンス体制を構築することなどを指示しました(以下「S i g nに対する本件指示」及び「D E A Nに対する本件指示」といいます。)

- 消費者庁は、S i g nの代表取締役住吉大毅（以下「住吉」といいます。）に対し、特定商取引法第39条の2第1項の規定に基づき、令和3年2月2日から令和3年11月1日までの9か月間、同社に対する本件取引等停止命令により取引等の停止を命ずる範囲の連鎖販売取引に係る業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含みます。以下同じ。）の禁止、同法第8条の2第1項の規定に基づき、令和3年2月2日から令和3年8月1日までの6か月間、同社に対する本件業務停止命令により業務の停止を命ずる範囲の業務を新たに開始することの禁止を命じました。
- また、D E A Nの代表取締役鈴木優斗（以下「鈴木」といいます。）に対し、特定商取引法第8条の2第1項の規定に基づき、令和3年2月2日から令和3年5月1日までの3か月間、同社に対する本件業務停止命令により業務の停止を命ずる範囲の業務を新たに開始することの禁止を命じました。
- ※ バイナリーオプション取引とは、為替相場等が上がるか下がるかを予想するもので、取引期間終了時（権利行使期限）に事前に定めた権利行使価格を上回った（又は下回った）場合に、一定額の金銭（ペイアウト）を受け取ることができる取引です。

1 処分対象事業者

(1) S i g n

- ア 名 称：株式会社S i g n
(法人番号：9011101087990)
- イ 本店所在地：東京都新宿区西新宿三丁目7番26号ハynesロワイヤル804号室
- ウ 代 表 者：代表取締役 住吉 大毅（すみよし たいき）
- エ 設 立：令和元年6月3日
- オ 取 引 類 型：連鎖販売取引、訪問販売

(2) D E A N

- ア 名 称：株式会社D E A N
(法人番号：8011101084642)
- イ 本店所在地：東京都新宿区新宿五丁目12番10号デュオ・スカーラ新宿205号室
- ウ 代 表 者：代表取締役 鈴木 優斗（すずき ゆうと）

エ 設 立：平成30年6月26日
オ 取引類型：訪問販売

2 Sign及びDEANの特定商取引法に違反する行為等

(1) Sign

- ア 勧誘目的等の明示義務に違反する行為（統括者又は販売業者の名称、勧誘目的及び商品の種類の不明示）（特定商取引法第33条の2及び第3条）
- イ 連鎖販売取引の相手方又は顧客の知識、経験及び財産の状況に照らして不相当と認められる勧誘（特定商取引法第38条第1項第4号の規定に基づく施行規則第31条第6号及び同法第7条第1項第5号の規定に基づく特定商取引に関する法律施行規則（昭和51年通商産業省令第89号。以下「施行規則」という。）第7条第3号）
- ウ 連鎖販売取引についての契約又は売買契約の相手方の支払能力に関する事項について虚偽の申告をさせる行為（特定商取引法第38条第1項第4号の規定に基づく施行規則第31条第8号イ及び同法第7条第1項第5号の規定に基づく施行規則第7条第6号イ）
- エ 契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為（特定商取引法第34条第1項）
- オ 概要書面の交付義務に違反する行為（不交付）（特定商取引法第37条第1項）
- カ 契約書面の交付義務に違反する行為（記載不備及び虚偽記載）（特定商取引法第37条第2項）

(2) DEAN

- ア 勧誘目的等の明示義務に違反する行為（販売業者の名称、勧誘目的及び商品の種類の不明示）（特定商取引法第3条）
- イ 顧客の知識、経験及び財産の状況に照らして不相当と認められる勧誘（特定商取引法第7条第1項第5号の規定に基づく施行規則第7条第3号）
- ウ 売買契約の相手方の支払能力に関する事項について虚偽の申告をさせる行為（特定商取引法第7条第1項第5号の規定に基づく施行規則第7条第6号イ）

3 消費者庁が認定した詳細は、

別紙 1 : S i g n に対する本件取引等停止命令及び本件指示
別紙 3 : S i g n に対する本件業務停止命令及び本件指示
別紙 2 及び別紙 4 : 住吉に対する業務禁止命令
別紙 5 : D E A N に対する本件業務停止命令及び本件指示
別紙 6 : 鈴木に対する業務禁止命令
のとおりです。

【本件に関するお問合せ（消費者庁）】

本件に関するお問合せにつきましては、消費者庁から権限委任を受けて消費者庁と共に特定商取引法を担当している経済産業局の消費者相談室で承ります。お近くの経済産業局まで御連絡ください。

なお、本件に係る消費者と事業者間の個別トラブルにつきましては、お話を伺った上で、他機関の紹介などのアドバイスは行いますが、あっせん・仲介を行うことはできませんので、あらかじめ御了承ください。

北海道経済産業局消費者相談室	電話	011-709-1785
東北経済産業局消費者相談室		022-261-3011
関東経済産業局消費者相談室		048-601-1239
中部経済産業局消費者相談室		052-951-2836
近畿経済産業局消費者相談室		06-6966-6028
中国経済産業局消費者相談室		082-224-5673
四国経済産業局消費者相談室		087-811-8527
九州経済産業局消費者相談室		092-482-5458
沖縄総合事務局経済産業部消費者相談室		098-862-4373

- 消費者ホットライン（全国統一番号） 188（局番なし）
身近な消費生活相談窓口を御案内します。
※一部の IP 電話、プリペイド式携帯電話からは御利用いただけません。
- 最寄りの消費生活センターを検索する。
<http://www.kokusen.go.jp/map/index.html>

株式会社Signに対する行政処分の概要
(連鎖販売取引)

1 事業概要

株式会社Sign(以下「Sign」という。)は、「Match-e」と称するバイナリーオプション取引を対象とした学習用プログラミングツールが内蔵されたUSBメモリ及び「keylock」と称する当該ツールを稼働させるためのUSBメモリ並びに「Core system」と称するFX(外国為替証拠金取引)を対象とした学習用プログラミングツールが内蔵されたUSBメモリ(以下これらを併せて「本件商品」という。)の購入者が本件商品を購入後、当該購入者との間で本件商品の販売のあっせんに係る業務委託契約(以下「本件業務委託契約」という。)を締結し、当該購入者に、本件商品の販売のあっせんする者(以下「営業員」という。)として、本件商品の販売のあっせんを行わせている。そして、同社は、本件業務委託契約に基づくあっせんの報酬を「紹介料」又は「仲介手数料」と称し、これらを收受し得ることをもって、営業員を誘引し、その者と本件商品の購入を伴う本件商品の販売に係る取引を行っている。

当該報酬は特定商取引に関する法律(以下「特定商取引法」という。)第33条第1項に規定する特定利益に該当し、本件商品の購入は同項に規定する特定負担(以下「特定負担」という。)に該当することから、Signは連鎖販売業(同項に規定する連鎖販売業をいう。以下「本件連鎖販売業」という。)を行っている。

2 処分の内容

(1) 取引等停止命令

Signは、令和3年2月2日から令和3年11月1日までの間、連鎖販売業に係る次の取引等を停止すること。

ア Signが行う連鎖販売取引について勧誘を行い、又は同社が統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引について勧誘を行わせる者(特定商取引法第33条の2に規定する勧誘者をいう。以下「勧誘者」という。)に勧誘を行わせること。

イ Signが行う連鎖販売取引についての契約の申込みを受け、又は勧誘者に当該取引に係る契約の申込みを受けさせること。

ウ Signが行う連鎖販売取引について契約を締結すること。

(2) 指示

ア 勧誘者は、特定商取引法第33条の2に規定する勧誘目的等の明示義務に違反する行為（統括者の名称、勧誘目的及び商品の種類の不明示）及び同法第34条第1項の規定により禁止される連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為並びに同法第38条第1項第4号の規定に基づく特定商取引に関する法律施行規則（昭和51年通商産業省令第89号。以下「施行規則」という。）第31条第6号の規定に該当する連鎖販売取引の相手方の知識、経験及び財産の状況に照らして不相当と認められる勧誘を行う行為及び同条第8号イの規定に該当する連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての相手方に当該契約に基づく債務を履行させるため、支払能力に関する事項について虚偽の申告をさせる行為を、Signは同法第37条第1項に規定する書面の交付義務に違反する行為（不交付）及び同条第2項に規定する書面の交付義務に違反する行為（記載不備及び虚偽記載）を行っている。かかる行為は、特定商取引法の規定に違反し、又は同法に規定する指示対象行為に該当するものであることから、当該行為の発生原因について、調査分析の上検証し、再発防止策を講ずるとともに、コンプライアンス体制を構築し、これらを同社の役員、同社の業務に従事する者及び「仲介手数料」又は「紹介料」と称する報酬を収受し得ることをもって、営業員に、前記（1）の取引等停止命令に係る取引等を再開するまでに周知徹底すること。

イ Signは、同社が統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約を締結しているものであるところ、令和元年10月1日から令和3年2月1日までの間に、本件商品を販売する同社の統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引（以下「本件連鎖販売取引」という。）についての契約を締結した全ての相手方（以下「契約の相手方」という。）に対し、以下の事項を、消費者庁のウェブサイト（<https://www.caa.go.jp/>）に掲載される、同社に対して前記（1）の取引等停止命令及び本指示をした旨を公表する公表資料を添付して、令和3年3月1日までに文書により通知し、同日までにその通知結果について消費者庁長官宛てに文書（通知したことを証明するに足りる証票及び通知文書を添付すること。）により報告すること。なお、令和3年2月15日までに、契約の相手方に発送する予定の通知文書の

記載内容及び同封書類一式をあらかじめ消費者庁長官宛てに文書により報告し承認を得ること。

(ア) 前記(1)の取引等停止命令の内容

(イ) 本指示の内容

(ウ) 勧誘者は、遅くとも令和元年10月以降、本件連鎖販売取引についての契約の締結について勧誘をするに際し、本件商品の販売のあっせんを店舗その他これに類似する設備(以下「店舗等」という。)によらないで行う個人を相手方として、当該相手方が特定商取引法第40条第1項の規定に基づき、同法第37条第2項の書面を受領した日から起算して20日以内であれば、当該契約の解除(以下「クーリング・オフ」という。)を行うことができるにもかかわらず、あたかも8日を過ぎた場合にはクーリング・オフができないかのように告げていること。

3 処分の根拠となる法令の条項

特定商取引法第38条第1項及び第39条第1項

4 処分の原因となる事実

S i g nは、以下のとおり、特定商取引法の規定に違反し、又は同法に規定する指示対象行為に該当する行為をしており、連鎖販売取引の公正及び連鎖販売取引の相手方の利益が著しく害されるおそれがあると認定した。

(1) 勧誘目的等の明示義務に違反する行為(統括者の名称、勧誘目的及び商品の種類の不明示)(特定商取引法第33条の2)

勧誘者は、遅くとも令和2年1月以降、本件連鎖販売取引をしようとするとき、その勧誘に先立って、その相手方に対し、「生涯所得、つまり人が一生に稼ぐお金は平均2.4億円なのに対し、生涯支出、つまり生涯で必要となってくるお金は、結婚、養育費、保険、年金の支払等があり、平均2.7億円もかかる。」「3000万円足りない分をどうしたらいいと思う?」「足りない分を埋める方法に詳しい人がある」「その詳しい人に話を聞きにいかない?」等と告げるのみで、統括者の名称、特定負担を伴う取引についての契約の締結について勧誘をする目的である旨及び当該勧誘に係る商品の種類を明らかにしていない。

(2) 契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為(特定商取引法

第34条第1項)

勧誘者は、遅くとも令和元年10月以降、本件連鎖販売取引についての契約の締結について勧誘するに際し、本件商品の販売のあっせんを店舗等によらないで行う個人を相手方として、当該相手方が特定商取引法第40条第1項の規定に基づき、同法第37条第2項の書面を受領した日から起算して20日以内であれば、クーリング・オフを行うことができるにもかかわらず、あたかも8日を過ぎた場合にはクーリング・オフができないかのように告げている。

- (3) 連鎖販売取引の相手方の知識、経験及び財産の状況に照らして不相当と認められる勧誘（特定商取引法第38条第1項第4号の規定に基づく施行規則第31条第6号）

勧誘者は、遅くとも令和元年11月以降、学生であり、投資経験がなく、月に平均して7万円程度又はそれ以下の収入しかなく、その他特段の財産もない消費者に対して、損失額が大きくなるおそれのある投資に関するものであって、52万4000円又は49万4000円と高額な本件連鎖販売取引についての契約の締結について勧誘し、もって、連鎖販売取引の相手方の知識、経験及び財産の状況に照らして不相当と認められる勧誘を行っている。

- (4) 連鎖販売取引についての契約の相手方に支払能力に関する事項について虚偽の申告をさせる行為（特定商取引法第38条第1項第4号の規定に基づく施行規則第31条第8号イ）

勧誘者は、遅くとも令和元年11月以降、本件連鎖販売取引についての契約の相手方に当該契約に基づく債務を履行させるため、当該相手方が本件商品の購入資金を貸金業者から借り入れるに際し、「50万借りるためには、150万稼いでいないと借りられない。全部上乘せして計算しないとイケない。」「〇〇での時給は1100円、1日に7時間で週に3回勤務し、既に1年間働いていて年間111万円の収入があることにしよう。」等と指示する等して、連鎖販売取引についての契約の相手方の支払能力に関する事項について貸金業者に対して虚偽の申告をさせている。

- (5) 概要書面の交付義務に違反する行為（不交付）（特定商取引法第37条第1項）

S i g nは、遅くとも令和元年7月以降、同社の連鎖販売業に係る本件

商品の販売のあっせんを店舗等によらないで行う個人であって、本件連鎖販売取引に伴う特定負担をしようとする者とその特定負担についての契約を締結しようとするとき、その契約を締結するまでに、その連鎖販売業の概要について記載した書面を交付していない。

(6) 契約書面の交付義務に違反する行為（記載不備及び虚偽記載）（特定商取引法第37条第2項）

Signは、遅くとも令和元年7月以降、本件連鎖販売取引についての契約を締結した場合において、その連鎖販売業に係る商品の販売のあっせんを店舗等によらないで行う個人に対してその連鎖販売契約の内容を明らかにする書面を交付しているが、当該書面に、次のアのとおり虚偽の記載をし、イの事項につき記載していない。

ア 特定商取引法第37条第2項第4号に規定する当該連鎖販売契約の解除に関する事項について、同法第40条の規定に基づき、同法第37条第2項の書面を受領した日から起算して20日以内であれば適法にクーリング・オフを行うことができるにもかかわらず、「本書面受領の日から8日経過までは、書面により無条件で本契約の解除を行うこと（以下「クーリング・オフ」という。）ができ」等と記載

イ 特定商取引法第37条第2項第5号の規定に基づく施行規則第28条第1項第6号に規定する「連鎖販売業に係る特定利益に関する事項」

5 勧誘事例

【事例1】（勧誘目的等の明示義務に違反する行為（統括者の名称、勧誘目的及び商品の種類の不明示）、連鎖販売取引の相手方の知識、経験及び財産の状況に照らして不相当と認められる勧誘、連鎖販売取引についての契約の相手方に支払能力に関する事項について虚偽の申告をさせる行為）

営業員Zは、令和2年1月、学生であり投資の知識や経験がない消費者Aに、メッセージアプリにより、「今何してるの?」、「今度、食いながら話さない?」等とメッセージを送り、Aと食事に行く約束を取り付けた。

その後、同月中に、Aは、Zと駅で待ち合わせ、飲食店に行った。同店において、Zは、Aに対し、「生涯所得、つまり人が一生に稼ぐお金は平均2.4億円なのに対し、生涯支出、つまり生涯で必要となってくるお金は、結婚、養育費、保険、年金の支払等があり、平均2.7億円もかかる。」、「3000万円足りない分をどうしたらいいと思う?」等と尋ね、Aが分からないと答え

ると、「足りない分を埋める方法に詳しい人がいる」、「その詳しい人に話を聞きにいかない？」等と告げ、Aを、Zが「足りない分を埋める方法に詳しい人」と称する人物と引き合わせる約束を取り付けた。

Aは、同年2月、Zと待ち合わせをして飲食店に行った。ここまでの時点で、Zが、Aに対し、S i g nの名称、特定負担を伴う取引についての契約の締結について勧誘をする目的である旨及び本件商品の種類を告げたことはなかった。Aは、Zから、同店において、一般に生涯所得と生涯支出を比較すると生涯支出の方が多く、投資をすることにより不足分を補えること等の説明を聞いた。Zの説明の後、Zが「足りない分を埋める方法に詳しい人」と称する人物である、営業員のうち本件商品の具体的性能及び特定利益の内容等の説明を担当する者（以下「プレゼンター」という。）であるYが、同店に到着し、Aは、Yから、S i g nの名称、本件商品の内容及びその価格が52万4000円であること等を聞いた。また、YはAに対し、購入者を紹介した者に紹介料として5万5000円を支払っていること及びZにもAが本件商品を購入すると5万5000円を支払うこと等を告げた。Yの説明の後、Aは、Zから、「バイナリーオプションをやっている先輩が近くにいるから相談しに行こう。俺もその人に教わってる。」等と告げられたため、Zと共に、別の飲食店に移動した。同店には、Zが「バイナリーオプションをやっている先輩」と称する人物である営業員Xがいた。Aが、同店において、Xに対し、本件商品の調達資金をどう用意するか困っている旨言っていると、Xは、「ローン会社を何軒か回って52万4000円を借りることができる。」等と告げた。Aは、貸金業者から本件商品の購入資金を借り入れることとし、X及びZと別れた。

その後、実際の月収がアルバイト収入及びインターン収入としての平均6万から7万円程度であり、その他特段の財産もないAは、同月中に、Xと、飲食店で待ち合わせをして会った。その後、Aは、Xの指示の下、自身のスマートフォンから、貸金業者に対し審査の申込みをした。その際、申込画面には、職業と収入の欄があり、Aが、Xに対し、「これどうしますか？」等と聞いたところ、Xは、「インターン先の〇〇に就職しているていで、年収額は300万円あることにしよう。」等と告げ、Aが貸金業者から本件商品の購入資金を借り入れるに際し、年収について虚偽の申告をするよう指示をした。Aは、貸金業者に対し、支払能力に関する事項について、Xからの指示に従い、虚偽申告を行い、同貸金業者から35万円を借り入れた。

Aは、同日、S i g nと本件連鎖販売取引に係る契約を締結した。

【事例2】（勧誘目的等の明示義務に違反する行為（統括者の名称、勧誘目的及

び商品の種類の不明示)、契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為)

従業員Wは、令和元年5月ごろ、学生であり投資の知識や経験がない消費者Bに、メッセージアプリにより、「バイトは何してるの?」、「お金はどうやりくりしてるの?」等とメッセージを送り、Bが、「遅くまでバイトができないから、お金は苦しい。」と答えると、「アルバイト以外に稼げる方法があるけど、詳しくは二十歳になるまで言えない。」等と告げ、その後も、「あの話、もうちょっとしたらするから待っててね。」等と告げた。

Wは、令和2年5月、Bに、メッセージアプリにより、「あの話の内容を教えるから、空いている日があったら教えてほしい」等とメッセージを送り、会う約束を取り付けた。

Bは、同年6月、Wと待ち合わせをして飲食店に行った。ここまでの時点で、Wが、Bに対し、Signの名称、特定負担を伴う取引についての契約の締結について勧誘をする目的である旨及び本件商品の種類を告げたことはなかった。Bは、Wから、同店において、一般に生涯所得と生涯支出を比較すると生涯支出の方が多く、お金が足りないので投資が必要であること等の説明を聞いた。Wの説明の後、プレゼンターYが同店に到着し、Bは、Yから、Signの名称、本件商品の内容及びその価格が49万4000円であること等を告げられた。また、Yは、Bに対し、本件商品は紹介者を通じてのみ販売しているものであること、購入者を紹介した者に仲介手数料という名目で5万5000円を支払っていること、WにもBが本件商品を購入すると5万5000円を支払うこと及び本件商品を購入してもクーリング・オフができ、その期間は8日間であること等を告げた。

Bは、同年7月、Signと本件連鎖販売取引に係る契約を締結した。

【事例3】(連鎖販売取引の相手方の知識、経験及び財産の状況に照らして不適當と認められる勧誘、連鎖販売取引についての契約の相手方に支払能力に関する事項について虚偽の申告をさせる行為、契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為)

従業員Vは、令和元年10月、学生であり投資の知識や経験がない消費者Cに、メッセージアプリにより、「前話した投資みたいなやつあるじゃん?うち実はあれ夏休み入る頃から始めてるのね笑」、「それで月15-18万は稼げてて、キャバ合わせて月30近く稼いでんの笑」、「かっこいい先輩なんだけど、俺から詳しくその子に説明してあげるって言われてて、なんか別にやらなくてもいいから、話聞くだけでも一緒に行って欲しいなと思って。それはお金とか

かからないから！」等とメッセージを送り、Cと、Vが「カッコいい先輩」と称する人物と引き合わせる約束を取り付けた。

その後、同月中に、Cは、Vと駅で待ち合わせをして飲食店に行き、Vから、同店において、一般に生涯所得と生涯支出を比較すると生涯支出の方が多いこと、バイナリーオプションという投資があること等の説明を聞いた。Vの説明の後、プレゼンターUが、同店に到着し、Cは、Uから、Signの名称、本件商品の内容及びその価格が52万4000円であること等を告げられた。また、Uは、Cに対し、本件商品は紹介者を通じてのみ販売しているものであること、購入者を紹介した者に仲介手数料という名目で5万5000円を支払っていること、VにもCが本件商品を購入すると5万5000円を支払うこと及び本件商品を購入してもクーリング・オフができ、その期間は8日間であること等を告げた。

Uの説明の後、Cは、Vと共に、別の飲食店に移動し、同店で、従業員Tから、投資の知識を教えてもらえたり、不安に思っていることを解消してくれるミーティングが存在すること等を聞き、V及びTと別れた。

その後、Vは、同月中に、Cとの間で、Cを、本件商品を使って投資をしている別の者と会わせる約束を取り付けた。

Cは、同月、Vと待ち合わせをして飲食店に行き、Vが「カッコいい先輩」と称する人物である従業員S、従業員R及びYと会った。同店において、Cは、Yから「この投資の話を逃したらもったいない。せつかくの機会だし、クーリング・オフもできるからやってみるのがいいじゃない。手厚くサポートしていくよ。」等と告げられる等したことから、本件商品を購入することした。

その後、Sは、メッセージアプリにより、Cとの間で、同年11月にお金を借りに行く約束を取り付けた。

Cは、同年11月、飲食店でSと会い、遅れて同店に到着した従業員Qが合流した。

実際の月収が、アルバイト収入としての平均2万から4万円程度であり、その他特段の財産もないCは、Sから、実際の収入を尋ねられ、時給1000円程度のアルバイトをしており、週に1、2回、1日に5、6時間程度働いており、月3万から4万円程度の収入がある旨答えると、Sは、「50万借りるためには、150万稼いでいないと借りられない。全部上乘せして計算しないとイケない。〇〇（Cがアルバイトをしている勤務先）での時給は1100円、1日に7時間で週に3回勤務し、既に1年間働いていて年間111万円の収入があることにしよう。」等と告げた上、Cが以前していた派遣の仕事を現在も続けていることにして、1年間で更に40万円の給料を支給されていることに

するように告げ、Cが貸金業者から本件商品の購入資金を借り入れるに際し、年収について虚偽の申告をするよう指示をした。Cは、貸金業者3社に対し、支払能力に関する事項について、Sからの指示に従い、虚偽申告を行い、合計50万円を借り入れた。

Cは、同日、Signと本件連鎖販売取引に係る契約を締結した。

住吉 大毅に対する行政処分の概要
(連鎖販売取引)

1 名宛人

住吉 大毅 (すみよし たいき) (以下「住吉」という。)

2 処分の内容

住吉は、令和3年2月2日から令和3年11月1日までの間、特定商取引に関する法律(以下「特定商取引法」という。)第33条第1項に規定する連鎖販売業に係る連鎖販売取引(以下「連鎖販売取引」という。)に関する次の業務を新たに開始すること(当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む。)を禁止すること。

- (1) 連鎖販売取引について勧誘を行い、又は特定商取引法第33条第2項に規定する統括者がその統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引について勧誘を行わせる者(同法第33条の2に規定する勧誘者をいう。以下「勧誘者」という。)に勧誘を行わせること。
- (2) 連鎖販売取引についての契約の申込みを受け、又は勧誘者に契約の申込みを受けさせること。
- (3) 連鎖販売取引についての契約を締結すること。

3 処分の根拠となる法令の条項

特定商取引法第39条の2第1項

4 処分の原因となる事実

- (1) 別紙1のとおり、株式会社Sign(以下「Sign」という。)に対し、特定商取引法第39条第1項の規定に基づき、同社が行う連鎖販売取引の一部等を停止すべき旨を命じた。
- (2) 住吉は、Signの役員であり、かつ、同社が停止を命ぜられた業務の遂行に主導的な役割を果たしていた。

株式会社S i g nに対する行政処分の概要
(訪問販売)

1 事業概要

株式会社S i g n (以下「S i g n」という。)は、「M a t c h - e」と称するバイナリーオプション取引を対象とした学習用プログラミングツールが内蔵されたUSBメモリ及び「k e y l o c k」と称する当該ツールを稼働させるためのUSBメモリ並びに「C o r e s y s t e m」と称するF X (外国為替証拠金取引)を対象とした学習用プログラミングツールが内蔵されたUSBメモリ(以下これらを併せて「本件商品」という。)を既に購入し同社と本件商品の営業に係る業務委託契約を締結している者(以下「営業員」という。)をして、営業所等以外の場所である飲食店等において、本件商品の売買契約(以下「本件売買契約」という。)を締結させていることから、このような同社が行う本件商品の販売は、訪問販売(特定商取引に関する法律(以下「特定商取引法」という。)第2条第1項に規定する訪問販売をいう。以下同じ。)に該当する。

2 処分の内容

(1) 業務停止命令

S i g nは、令和3年2月2日から令和3年8月1日までの間、訪問販売に関する業務のうち、次の業務を停止すること。

ア S i g nが行う訪問販売に関する売買契約の締結について勧誘すること。

イ S i g nが行う訪問販売に関する売買契約の申込みを受けること。

ウ S i g nが行う訪問販売に関する売買契約を締結すること。

(2) 指示

S i g nは、特定商取引法第3条に規定する勧誘目的等の明示義務に違反する行為(販売業者の名称、勧誘目的及び商品の種類の不明示)並びに同法第7条第1項第5号の規定に基づく特定商取引に関する法律施行規則(昭和51年通商産業省令第89号。以下「施行規則」という。)第7条第3号の規定に該当する顧客の知識、経験及び財産の状況に照らして不相当と認められる勧誘を行う行為及び同条第6号イの規定に該当する訪問販

売に係る売買契約の相手方に当該契約に基づく債務を履行させるため、支払能力に関する事項について虚偽の申告をさせる行為をしている。かかる行為は、特定商取引法の規定に違反し、又は同法に規定する指示対象行為に該当するものであることから、当該行為の発生原因について、調査分析の上検証し、再発防止策を講ずるとともに、コンプライアンス体制を構築し、これらを同社の役員、同社の業務に従事する者及び営業員に、前記(1)の業務停止命令に係る業務を再開するまでに周知徹底すること。

3 処分の根拠となる法令の条項

特定商取引法第7条第1項及び第8条第1項

4 処分の原因となる事実

Signは、以下のとおり、特定商取引法の規定に違反し、又は同法に規定する指示対象行為に該当する行為をしており、訪問販売に係る取引の公正及び購入者の利益が著しく害されるおそれがあると認定した。

(1) 勧誘目的等の明示義務に違反する行為（販売業者の名称、勧誘目的及び商品の種類の不明示）（特定商取引法第3条）

Signは、遅くとも令和2年1月以降、訪問販売をしようとするとき、その勧誘に先立って、その相手方に対し、「生涯所得、つまり人が一生に稼ぐお金は平均2.4億円なのに対し、生涯支出、つまり生涯で必要となってくるお金は、結婚、養育費、保険、年金の支払等があり、平均2.7億円もかかる。」、「3000万円足りない分をどうしたらいいと思う?」、「足りない分を埋める方法に詳しい人がある」、「その詳しい人に話を聞かない?」等と告げるのみで、同社の名称、本件売買契約の締結について勧誘をする目的である旨及び当該勧誘に係る商品の種類を明らかにしていない。

(2) 顧客の知識、経験及び財産の状況に照らして不相当と認められる勧誘（特定商取引法第7条第1項第5号の規定に基づく施行規則第7条第3号）

Signは、遅くとも令和元年11月以降、学生であり、投資経験がなく、月に平均して7万円程度又はそれ以下の収入しかなく、その他特段の財産もない消費者に対して、損失額が大きくなるおそれのある投資に関するものであって、52万4000円又は49万4000円と高額な本件売買契約の締結について勧誘し、もって、顧客の知識、経験及び財産の状況

に照らして不相当と認められる勧誘を行っている。

- (3) 売買契約の相手方の支払能力に関する事項について虚偽の申告をさせる行為（特定商取引法第7条第1項第5号の規定に基づく施行規則第7条第6号イ）

S i g nは、遅くとも令和元年11月以降、本件売買契約の相手方に当該契約に基づく債務を履行させるため、当該相手方が本件商品の購入資金を貸金業者から借り入れるに際し、「50万借りるためには、150万稼いでいないと借りられない。全部上乘せして計算しないとイケない。」「〇〇での時給は1100円、1日に7時間で週に3回勤務し、既に1年間働いていて年間111万円の収入があることにしよう。」等と指示する等して、訪問販売に係る売買契約の相手方の支払能力に関する事項について貸金業者に対して虚偽の申告をさせている。

5 勧誘事例

- 【事例1】（勧誘目的等の明示義務に違反する行為（販売業者の名称、勧誘目的及び商品の種類の不明示）、顧客の知識、経験及び財産の状況に照らして不相当と認められる勧誘、売買契約の相手方に支払能力に関する事項について虚偽の申告をさせる行為）

営業員Zは、令和2年1月、学生であり投資の知識や経験がない消費者Aに、メッセージアプリにより、「今何してるの?」、「今度、食いながら話さない?」等とメッセージを送り、Aと食事に行く約束を取り付けた。

その後、同月、Aは、Zと駅で待ち合わせ、飲食店に行った。同店において、Zは、Aに対し、「生涯所得、つまり人が一生に稼ぐお金は平均2.4億円なのに対し、生涯支出、つまり生涯で必要となってくるお金は、結婚、養育費、保険、年金の支払等があり、平均2.7億円もかかる。」「3000万円足りない分をどうしたらいいと思う?」等と尋ね、Aが分からないと答えると、「足りない分を埋める方法に詳しい人がいる」、「その詳しい人に話を聞きにいかない?」等と告げ、Aを、Zが「足りない分を埋める方法に詳しい人」と称する人物と引き合わせる約束を取り付けた。

Aは、同年2月、Zと待ち合わせをして飲食店に行った。ここまでの時点で、Zが、Aに対し、S i g nの名称、本件売買契約の締結について勧誘をする目的である旨及び本件商品の種類を告げたことはなかった。Aは、Zから、同店において、一般に生涯所得と生涯支出を比較すると生涯支出の方が多く、投資をすることにより不足分を補えること等の説明を聞いた。Zの説明の後、Zが

「足りない分を埋める方法に詳しい人」と称する人物である、営業員のうち本件商品の具体的な性能等の説明を担当する者（以下「プレゼンター」という。）であるYが、同店に到着し、Aは、Yから、S i g nの名称、本件商品の内容及びその価格が52万4000円であること等を聞いた。また、YはAに対し、購入者を紹介した者に紹介料として5万5000円を支払っていること及びZにもAが本件商品を購入すると5万5000円を支払うこと等を告げた。Yの説明の後、Aは、Zから、「バイナリーオプションをやっている先輩が近くにいるから相談しに行こう。俺もその人に教わってる。」等と告げられたため、Zと共に、別の飲食店に移動した。同店には、Zが「バイナリーオプションをやっている先輩」と称する人物である営業員Xがいた。Aが、同店において、Xに対し、本件商品の調達資金をどう用意するか困っている旨言くと、Xは、「ローン会社を何軒か回って52万4000円を借りることができる。」等と告げた。Aは、貸金業者から本件商品の購入資金を借り入れることとし、X及びZと別れた。

その後、実際の月収がアルバイト収入及びインターン収入としての平均6万から7万円程度であり、その他特段の財産もないAは、同月中に、Xと、飲食店で待ち合わせをして会った。その後、Aは、Xの指示の下、自身のスマートフォンから、貸金業者に対し審査の申込みをした。その際、申込画面には、職業と収入の欄があり、Aが、Xに対し、「これどうしますか？」等と聞いたところ、Xは、「インターン先の〇〇に就職しているていで、年収額は300万円あることにしよう。」等と告げ、Aが貸金業者から本件商品の購入資金を借り入れるに際し、年収について虚偽の申告をするよう指示をした。Aは、貸金業者に対し、支払能力に関する事項について、Xからの指示に従い、虚偽申告を行い、同貸金業者から35万円を借り入れた。

Aは、同日、S i g nと本件売買契約を締結した。

【事例2】（勧誘目的等の明示義務に違反する行為（販売業者の名称、勧誘目的及び商品の種類の不明示））

営業員Wは、令和元年5月ごろ、学生であり投資の知識や経験がない消費者Bに、メッセージアプリにより、「バイトは何してるの?」、「お金はどうやりくりしてるの?」等とメッセージを送り、Bが、「遅くまでバイトができないから、お金は苦しい。」と答えると、「アルバイト以外に稼げる方法があるけど、詳しくは二十歳になるまで言えない。」等と告げ、その後も、「あの話、もうちょっとしたらするから待っててね。」等と告げた。

Wは、令和2年5月、Bに、メッセージアプリにより、「あの話の内容を教

えるから、空いている日があったら教えてほしい」等とメッセージを送り、会う約束を取り付けた。

Bは、同年6月、Wと待ち合わせをして飲食店に行った。ここまでの時点で、Wが、Bに対し、S i g nの名称、本件売買契約の締結について勧誘をする目的である旨及び本件商品の種類を告げたことはなかった。Bは、Wから、同店において、一般に生涯所得と生涯支出を比較すると生涯支出の方が多く、お金が足りないので投資が必要であること等の説明を聞いた。Wの説明の後、プレゼンターYが同店に到着し、Bは、Yから、S i g nの名称、本件商品の内容及びその価格が49万4000円であること等を告げられた。また、Yは、Bに対し、本件商品は紹介者を通じてのみ販売しているものであること、購入者を紹介した者に仲介手数料という名目で5万5000円を支払っていること、WにもBが本件商品を購入すると5万5000円を支払うこと及び本件商品を購入してもクーリング・オフができ、その期間は8日間であること等を告げた。

Bは、同年7月、S i g nと本件売買契約を締結した。

【事例3】（顧客の知識、経験及び財産の状況に照らして不相当と認められる勧誘、売買契約の相手方に支払能力に関する事項について虚偽の申告をさせる行為）

営業員Vは、令和元年10月、学生であり投資の知識や経験がない消費者Cに、メッセージアプリにより、「前話した投資みたいなやつあるじゃん？うち実はあれ夏休み入る頃から始めてるのね笑」、「それで月15－18万は稼げて、キャバ合わせて月30近く稼いでんの笑」、「かっこいい先輩なんだけど、俺から詳しくその子に説明してあげるって言われてて、なんか別にやらなくてもいいから、話聞くだけでも一緒に行って欲しいなと思って。それはお金とかかからないから！」等とメッセージを送り、Cと、Vが「かっこいい先輩」と称する人物と引き合わせる約束を取り付けた。

その後、同月中に、Cは、Vと車で待ち合わせをして飲食店に行き、Vから、同店において、一般に生涯所得と生涯支出を比較すると生涯支出の方が多いこと、バイナリーオプションという投資があること等の説明を聞いた。Vの説明の後、プレゼンターUが、同店に到着し、Cは、Uから、S i g nの名称、本件商品の内容及びその価格が52万4000円であること等を告げられた。また、Uは、Cに対し、本件商品は紹介者を通じてのみ販売しているものであること、購入者を紹介した者に仲介手数料という名目で5万5000円を支払っていること、VにもCが本件商品を購入すると5万5000円を支払うこと及

び本件商品を購入してもクーリング・オフができ、その期間は8日間であること等を告げた。

Uの説明の後、Cは、Vと共に、別の飲食店に移動し、同店で、従業員Tから、投資の知識を教えてもらえたり、不安に思っていることを解消してくれるミーティングが存在すること等を聞き、V及びTと別れた。

その後、Vは、同月中に、Cとの間で、Cを、本件商品を使って投資をしている別の者と会わせる約束を取り付けた。

Cは、同月、Vと待ち合わせをして飲食店に行き、Vが「カッコいい先輩」と称する人物である従業員S、従業員R及びYと会った。同店において、Cは、Yから「この投資の話の逃したらもったいない。せつかくの機会だし、クーリング・オフもできるからやってみるのがいいじゃない。手厚くサポートしていくよ。」等と告げられる等したことから、本件商品を購入することした。

その後、Sは、メッセージアプリにより、Cとの間で、同年11月にお金を借りに行く約束を取り付けた。

Cは、同年11月、飲食店でSと会い、遅れて同店に到着した従業員Qが合流した。

実際の月収が、アルバイト収入としての平均2万から4万円程度であり、その他特段の財産もないCは、Sから、実際の収入を尋ねられ、時給1000円程度のアルバイトをしており、週に1、2回、1日に5、6時間程度働いており、月3万から4万円程度の収入がある旨答えると、Sは、「50万借りるためには、150万稼いでいないと借りられない。全部上乘せして計算しないとイケない。〇〇（Cがアルバイトをしている勤務先）での時給は1100円、1日に7時間で週に3回勤務し、既に1年間働いていて年間111万円の収入があることにしよう。」等と告げた上、Cが以前していた派遣の仕事を現在も続けていることにして、1年間で更に40万円の給料を支給されていることにするように告げ、Cが貸金業者から本件商品の購入資金を借り入れるに際し、年収について虚偽の申告をするよう指示をした。Cは、貸金業者3社に対し、支払能力に関する事項について、Sからの指示に従い、虚偽申告を行い、合計50万円を借り入れた。

Cは、同日、Signと本件売買契約を締結した。

住吉 大毅に対する行政処分の概要
(訪問販売)

1 名宛人

住吉 大毅 (すみよし たいき) (以下「住吉」という。)

2 処分の内容

住吉は、令和3年2月2日から令和3年8月1日までの間、特定商取引に関する法律(以下「特定商取引法」という。)第2条第1項に規定する訪問販売(以下「訪問販売」という。)に関する次の業務を新たに開始すること(当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む。)を禁止すること。

- (1) 訪問販売に関する売買契約の締結について勧誘すること。
- (2) 訪問販売に関する売買契約の申込みを受けること。
- (3) 訪問販売に関する売買契約を締結すること。

3 処分の根拠となる法令の条項

特定商取引法第8条の2第1項

4 処分の原因となる事実

- (1) 別紙3のとおり、株式会社Sign(以下「Sign」という。)に対し、特定商取引法第8条第1項の規定に基づき、同社が行う訪問販売に関する業務の一部を停止すべき旨を命じた。
- (2) 住吉は、Signの役員であり、かつ、同社が停止を命ぜられた業務の遂行に主導的な役割を果たしていた。

株式会社DEANに対する行政処分の概要

1 事業概要

株式会社DEAN（以下「DEAN」という。）は、「Elemental 2.0」と称するバイナリーオプション取引を対象とした学習用プログラミングツールが内蔵されたUSBメモリ及び「Seculock」と称する当該ツールを稼働させるためのUSBメモリ（以下これらを併せて「本件商品」という。）を既に購入しDEANと本件商品の営業に係る業務委託契約を締結している者（以下「営業員」という。）をして、営業所等以外の場所である飲食店等において、本件商品の売買契約（以下「本件売買契約」という。）を締結させていることから、このような同社が行う本件商品の販売は、訪問販売（特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」という。）第2条第1項に規定する訪問販売をいう。以下同じ。）に該当する。

2 処分の内容

(1) 業務停止命令

DEANは、令和3年2月2日から令和3年5月1日までの間、訪問販売に関する業務のうち、次の業務を停止すること。

ア DEANが行う訪問販売に関する売買契約の締結について勧誘すること。

イ DEANが行う訪問販売に関する売買契約の申込みを受けること。

ウ DEANが行う訪問販売に関する売買契約を締結すること。

(2) 指示

DEANは、特定商取引法第3条に規定する勧誘目的等の明示義務に違反する行為（販売業者の名称、勧誘目的及び商品の種類の不明示）並びに同法第7条第1項第5号の規定に基づく特定商取引に関する法律施行規則（昭和51年通商産業省令第89号。以下「施行規則」という。）第7条第3号の規定に該当する顧客の知識、経験及び財産の状況に照らして不相当と認められる勧誘を行う行為及び同条第6号イの規定に該当する訪問販売に係る売買契約の相手方に当該契約に基づく債務を履行させるため、支払能力に関する事項について虚偽の申告をさせる行為をしている。かかる行為は、特定商取引法の規定に違反し、又は同法に規定する指示対象行為

に該当するものであることから、当該行為の発生原因について、調査分析の上検証し、再発防止策を講ずるとともに、コンプライアンス体制を構築し、これらを同社の役員、同社の業務に従事する者及び営業員に、前記(1)の業務停止命令に係る業務を再開するまでに周知徹底すること。

3 処分の根拠となる法令の条項

特定商取引法第7条第1項及び第8条第1項

4 処分の原因となる事実

DEANは、以下のとおり、特定商取引法の規定に違反し、又は同法に規定する指示対象行為に該当する行為をしており、訪問販売に係る取引の公正及び購入者の利益が著しく害されるおそれがあると認定した。

(1) 勧誘目的等の明示義務に違反する行為（販売業者の名称、勧誘目的及び商品の種類の不明示）（特定商取引法第3条）

DEANは、遅くとも平成30年9月以降、訪問販売をしようとするとき、その勧誘に先立って、その相手方に対し、「すごい話をしてくれる人がいるから、会う約束をしていた〇〇日に、話だけでも聞いてみないか。」「いろいろやっているすごい人で、就職にも役立つ話が聞けるかもしれない。」等と告げるのみで、同社の名称、本件売買契約の締結について勧誘をする目的である旨及び当該勧誘に係る商品の種類を明らかにしていない。

(2) 顧客の知識、経験及び財産の状況に照らして不相当と認められる勧誘（特定商取引法第7条第1項第5号の規定に基づく施行規則第7条第3号）

DEANは、遅くとも平成30年9月以降、学生であり、投資経験がなく、月に多くとも11万円程度又はそれ以下の収入しかなく、その他特段の財産もない消費者に対して、短期間に繰り返し取引をすることにより損失額が大きくなるおそれのある投資に関するものであって、51万9000円と高額な本件売買契約の締結について勧誘し、もって、顧客の知識、経験及び財産の状況に照らして不相当と認められる勧誘を行っている。

(3) 売買契約の相手方の支払能力に関する事項について虚偽の申告をさせる行為（特定商取引法第7条第1項第5号の規定に基づく施行規則第7条第6号イ）

DEANは、遅くとも平成30年10月以降、本件売買契約の相手方に

当該契約に基づく債務を履行させるため、当該相手方が本件商品の購入資金を貸金業者から借り入れるに際し、「奨学金を借りているかどうか聞かれるけど、奨学金は借りていないと申告して大丈夫だ。」「〇〇（消費者の友人であり営業員）も奨学金を借りているのに借りていないと申告してるから大丈夫だよ。」等と指示する等して、訪問販売に係る売買契約の相手方の支払能力に関する事項について貸金業者に対して虚偽の申告をさせている。

5 勧誘事例

【事例1】（勧誘目的等の明示義務に違反する行為（販売業者の名称、勧誘目的及び商品の種類の不明示）、顧客の知識、経験及び財産の状況に照らして不相当と認められる勧誘、売買契約の相手方に支払能力に関する事項について虚偽の申告をさせる行為）

営業員Zは、平成30年8月から9月までの間に、学生であり投資の知識や経験がない消費者Aに、メッセージアプリにより、「ご飯に行こう。空いている日はあるか」等とメッセージを送り、AがZと食事に行くことを約束すると、会う約束をしていた日の前に、Aにメッセージアプリにより電話をかけ、「すごい話をしてくれる人がいるから、話だけでも聞いてみないか。」「いろいろやっているすごい人で、就職にも役立つ話が聞けるかもしれない。」等と告げ、Aと食事に行く予定であった日に、Aを、Zが「すごい人」と称する人物と引き合わせる約束を取り付けた。

Aは、平成30年9月下旬、Zと待ち合わせをして飲食店に行った。ここまでの時点で、Zが、Aに対し、DEANの名称、本件売買契約の締結について勧誘をする目的である旨及び本件商品の種類を告げたことはなかった。Aは、Zから、同店において、一般に生涯所得と生涯支出を比較すると生涯支出の方が多く、投資をすることにより不足分を補えること等の説明を聞いた。Zの説明の後、Zが「すごい人」と形容する人物である、営業員のうち本件商品の具体的性能等の説明を担当する者（以下「商談担当者」という。）であるYが、同店に到着し、Aは、Yから、DEANの名称、本件商品の内容及びその価格が51万9000円であること等を聞いた。Yの説明の後、Aは、Zから、「システムを使って稼いでいる人がちょうど近くにいるから、会いに行こう。」と告げられたため、Zが「システムを使って稼いでいる人」と称する人物について、「その人はどれくらい稼いでいるの。」と尋ねると、Zは、「月に3桁行くこともあるらしい。」等と答えた。ZとAが、別の飲食店に移動すると、同店には、既に、Zが「システムを使って稼いでいる人」と称する人物である営業員Xがいた。Aは、同店において、XとZから、「自分も実際、利益が出てい

るし、やるのであれば早くやった方がいいよ。」「みんなお金を借りてやる。」「借りた分は取り返せる。」等と告げられたが、Aは、「まだ、決心がつかないので。」とXに伝え、X及びZと別れた。

その後、Zは、平成30年9月下旬、Aに、メッセージアプリにより、「心配があると思うから1回ミーティング組んでくれるってXさんが言ってるから」等とメッセージを送った。同月中のある日、Aは、Z、X及び従業員Wと、飲食店で会った。Wは、同店において、Aから、本件商品を使い始めてどのくらいで購入費用の元が取れたと実感できたか尋ねられ、「2か月半くらいで元が取れたと実感できたので、バイトも辞めた。」等と答えた。Xも、同店において、Aから、貯金を全て使ってしまうと手元にお金がなくなってしまう旨言われたが、「やるなら早くやった方がいい。」等と告げた。Aは、Wらの話を聞いて、本件商品を購入することを決め、その意思をXに伝えた。

Aは、平成30年10月上旬、Zと、Xの友人でありZの知人でもあるという従業員Vと待ち合わせをして、飲食店に行った。実際の月収がアルバイト収入としての平均7万から11万円程度であり、その他特段の財産もなく、月5万円の奨学金を受給していたAが、同店において、Vに、「50万円くらい貯金があるんですけどいくらくらい借りればいいですか。」と聞くと、Vは、「生活費や運用費を残しておいた方がいいと思うので25万円くらい借りた方がいいと思う。」と言い、Aに、「奨学金は借りている？」と尋ねた。Aが、「奨学金は借りています。」と答えると、Vは、Aに、「奨学金を借りているかどうか聞かれるけど、奨学金は借りていないと申告して大丈夫だ。」「Zも奨学金を借りているのに借りていないと申告してるから大丈夫だよ。」等と、Aが貸金業者から本件商品の購入資金を借り入れるに際し、借入れの状況について虚偽の申告をするよう指示をした。その日のうちに、Aは、貸金業者に対し、支払能力に関する事項について、Vからの指示に従い、虚偽申告を行い、同貸金業者から20万円を借り入れた。

Aは、同日、DEANと本件商品の売買契約を締結した。

【事例2】（勧誘目的等の明示義務に違反する行為（販売業者の名称、勧誘目的及び商品の種類の不明示）、顧客の知識、経験及び財産の状況に照らして不相当と認められる勧誘、売買契約の相手方に支払能力に関する事項について虚偽の申告をさせる行為）

従業員Uは、平成31年2月上旬、学生であり投資の知識や経験がない消費者Bに、メッセージアプリにより、「てかね！最近ねバイトじゃないけど始めたの！資産運用っていうやつ！」「なんか、まだ私も教えてもらってるだけ

ど、副業にならないし就職してからでもできるからいいなって思って始めたの！笑笑」等とメッセージを送り、Bに、Uのいう「資産運用」をすればお金が増えるのか尋ねられると、Uは、「頑張れば！！増えるよ！増えなきゃやらないもん！笑笑」等と告げた。Bに、どのような資産運用をしているのか尋ねられると、Uは、「まだあたしも教えてもらってるからあんま言えないんだけど」、「お世話になってる先輩いるから来れそうなら聞く？笑笑」等と告げ、Bを、Uが「お世話になってる先輩」と称する人物と引き合わせる約束を取り付けた。

その後、Bは、平成31年2月上旬、Uと待ち合わせをして飲食店に行った。ここまでの時点で、Uが、Bに対し、DEANの名称、本件売買契約の締結について勧誘をする目的である旨及び本件商品の種類を告げたことはなかった。Bは、Uから、同店において、一般に生涯所得と生涯支出を比較すると生涯支出の方が多く、資産運用をすることにより不足分を補えること等の説明を聞いた。Uの説明の後、Uが「お世話になってる先輩」と称する人物である商談担当者Tが、同店に到着し、Bは、Tから、DEANの名称、本件商品の内容及びその価格が51万9000円であること等を聞いた。Tの説明の後、Uは、Bに、バイナリーオプション取引を既にやっているもう1人の先輩を紹介する旨告げ、Bと共に別の飲食店に移動した。同店において営業員Sが合流し、Sは、Bに、S自身も最初は学生ローンで購入資金を借りて始めており、周りも皆学生ローンで借りていること、最初はS自身も借金をするのは怖かったが、バイナリーオプションでお金一杯入ってくるので、周りでバイナリーオプションを始めた人たちのうち、早い人は2、3か月で借金を返済できたし、S自身、半年で借金を返済し、貯金も100万円になり、他の購入者も皆稼げていること等を告げた。BはSの話聞き、購入資金を借りて本件商品を購入することを決めた。Sは、Bと別れた後、Bに、メッセージアプリにより、貸金業者で借入れをするために必要な物について連絡をした。

その後、Bは、平成31年2月上旬、U及びSと待ち合わせをして、飲食店に行った。Sは、同店において、実際の月収が、2か所でのアルバイト収入の合計として多くとも11万円程度であり、その他特段の財産もないBに、アルバイト収入が多かった月の月収について尋ねた。Bが、1か所については多い月で7万円程度、もう1か所については多い月で6万円程度であるが、これらはいくまで多い時の月収であってもっと少ない月もあることや、2か所でのアルバイト収入を平均すれば月8万から11万円程度であることをSに言うと、Sは、Bに対し、本件商品の購入資金を貸金業者から借りるように指示し、また、Bが貸金業者から本件商品の購入資金を借り入れるに際し、その支払能力についてBの月収が12万から15万円であると虚偽の申告をするように指

示をした。Bは、貸金業者に対し、支払能力に関する事項について、Sからの指示に従い、月15万円の収入がある旨虚偽申告を行い、同貸金業者から10万円を借り入れた。

Bは、同日、DEANと本件商品の売買契約を締結した。

鈴木 優斗に対する行政処分の概要

1 名宛人

鈴木 優斗 (すずき ゆうと) (以下「鈴木」という。)

2 処分の内容

鈴木は、令和3年2月2日から令和3年5月1日までの間、特定商取引に関する法律 (以下「特定商取引法」という。) 第2条第1項に規定する訪問販売 (以下「訪問販売」という。) に関する次の業務を新たに開始すること (当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む。) を禁止すること。

- (1) 訪問販売に関する売買契約の締結について勧誘すること。
- (2) 訪問販売に関する売買契約の申込みを受けること。
- (3) 訪問販売に関する売買契約を締結すること。

3 処分の根拠となる法令の条項

特定商取引法第8条の2第1項

4 処分の原因となる事実

- (1) 別紙5のとおり、株式会社DEAN (以下「DEAN」という。) に対し、特定商取引法第8条第1項の規定に基づき、同社が行う訪問販売に関する業務の一部を停止すべき旨を命じた。
- (2) 鈴木は、DEANの役員であり、かつ、同社が停止を命ぜられた業務の遂行に主導的な役割を果たしていた。